

個人事業税の減免について

1 減免の対象

個人事業税の納税者が、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 現に生活保護法の規定による生活扶助を受けている者(以下「被生活扶助者」という。)
- (2) 当該年度の前年度の12月31日(事業を途中で廃止したことにより賦課するものについては、事業廃止の日)現在において次のいずれかに該当する者(以下「身体障害者等」という。)であり、前年中の事業の所得が事業主控除の額に20万円を加算した額(以下「限度額」という。)以下であるもの。ただし、前年の中途において開業した場合は、限度額に1月1日から事業廃止の日までの月数を乗じて得た額を12で除して算定した金額以下であるもの。

※月数については、1月を満たさない日数については1月と計算する。

ア 地方税法施行令第7条第1項第1号から第6号に掲げる身体障害者等

次のうち一又は複数に該当する者であって、その障害の症状が固定し又は回復の見込みがないものをいうものであること。(老衰により次のうち一又は複数に該当する者となったものは含まないものであること。)

- (ア)心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者。
- (イ)精神保健及び精神保健福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神保健福祉手帳の交付を受けている者。
- (ウ)身体障害者福祉法第15号第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者。
- (エ)戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者。
- (オ)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者。
- (カ)常に就床を要し、複雑な介護を要する者。

イ 寡婦

夫と死別し若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者の妻。生死の明らかでない者とは次に該当する者の妻(地方税法施行令第7条の2第1項各号のいずれかに該当する)とする。

- (ア)太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ法の施行地内に帰らないもの。
- (イ)(ア)に該当する者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時法の施行地外にあってまだ法の施行地内に帰らないもの、かつ(ア)同様の事情があると認められるもの。
- (ウ)船舶が沈没、行方不明等となった際現にその船舶に乗っていた者、もしくは乗っていた船舶が航行中に行方不明となった者又は航空機が墜落、行方不明等となっ

た際現に航空機に乗っていた者、もしくは乗っていた航空機が航行中に行方不明となった者で三月以上その生死が明らかでないもの。

(エ)(ア)～(ウ)に掲げる者以外で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した者のうちその危難が去った後一年以上その生死が明らかでないもの。

(オ)(ア)～(エ)に掲げる者を除くほか、三年以上その生死が明らかでない者。

ウ 老年者

年齢 65 歳以上の者。

(3) 納税者が災害によりその者の所有に係る事業用資産について損害を受けた場合において、当該災害を受けた事業用資産の損失の合計額が、事業用資産の価額の合計額の2分の1以上であるもので、前年中の事業の所得が 1,000 万円以下である者（以下「事業用資産について損害を受けた者」という。）

(4) 納税者が、災害によりその者の所有に係る住宅又は家財について損害を受けた場合において、当該災害を受けた住宅及び家財の損失の金額が、その者の所有に係る住宅及び家財の合計額の10分の3以上にあたるもので前年中の事業の所得が 500 万円以下である者（以下「住宅又は家財について損害を受けた者」）

2 減免の額等

(1) 減免の対象とする事業税

ア 被生活扶助者については、定期分、随時分を問わず賦課したもの全部とする。

イ 身体障害者等については、定期分を賦課したものについては、定期分とし、定期分として賦課すべきものを後日随時分として賦課した場合は、随時分とする。なお、事業を途中で廃止したことにより賦課するものについては、随時分とする。ただし、既に賦課したものを増額する賦課決定分については、減免の対象としない。

ウ 事業用資産について損害を受けた者及び住宅又は家財について損害を受けた者については、災害の発生した日に属する年度に賦課する個人の事業税で災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて減免する。ただし、既に賦課したものを増額する賦課決定分については、減免の対象としない。

(2) 減免の額

ア 被生活扶助者については、全額とする。

イ 身体障害者等については、次によることとする。

(ア)定期分にあつては、年税額の2分の1とする。

(イ)事業を途中で廃止したことにより賦課するものについては、税額の2分の1とする。

ウ 事業用資産について損害を受けた者は、前年中の事業所得に応じ、次の割合によって減免する。

事業の所得	減免の割合
500 万円以下である者	全部
500 万円をこえ 750 万円以下である者	1 / 2
750 万円をこえ 1,000 万円以下である者	1 / 4

エ 住宅又は家財について損害を受けた者は、その者の所有に係る住宅及び家財の合計額に占める損害の程度に応じて、次の割合によって減免する。

損害の程度	減免の割合
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満であるとき	1 / 4
10 分の 5 以上であるとき	1 / 2

オ 納税者が一つの災害を受けたことによって、ウ及びエの二つの減免の基準によることができる場合においては、いずれか減免の割合の大きいものを対象として取り扱うこと。

3 減免の申請

(1) 減免を受けようとする者にあたっては、納期限（定期分にあたっては、第1期分の納期限とする。）までに、減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、災害による減免は個人事業税災害減免申請書を、それ以外は個人事業税減免申請書を県税事務所あて提出すること。

(2) (1) の減免を必要とする事由を証明する書類とは、次のものとする。

ア 被生活扶助者については、福祉事務所長の発行する、現に生活保護法の規定により生活扶助を受ける者であることを証明する書類。

イ 地方税法施行令第7条第1項第1号から第6号に掲げる身体障害者等については、身体障害者等であると証明できる公的な書類又は手帳の写しを添付すること。

ウ 事業用資産について損害を受けた者及び住宅又は家財について損害を受けた者については、次のものとする。

(ア)市町村長若しくは警察署長又は海運局長等の公の機関の発行した災害を受けたことを証明する書類

(イ)住宅又は家財について損害を受けた者は、市町村長の発行した合計所得金額の証明書

(ウ)その他県税事務所長が判定上特に必要と認める書類